

9.6 廃棄物

9.6.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.6-1 に示すとおりである。

表 9.6-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①施設等での廃棄物発生状況 ②再利用・再資源化の状況 ③法令等の目的、方針、基準等 ④東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 施設等での廃棄物発生状況

調査は、関連施設へのヒヤリングによった。

2) 再利用・再資源化の状況

調査は、関連施設へのヒヤリングによった。

3) 法令等の目的、方針、基準等

調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）等の法令等の整理によった。

4) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月 東京都）、世田谷区一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月 世田谷区）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 施設等での廃棄物発生状況

施設等での廃棄物発生状況については、従前の馬事公苑における廃棄物の発生状況について整理した。従前の馬事公苑における廃棄物発生量は、表9.6-2に示すとおりであり、約790t/年となっていた。

表 9.6-2 従前の馬事公苑における廃棄物発生量の状況（平成 27 年度）

項 目		単 位	数 量		備 考	
廃棄物 発生量	可燃物	紙類	t/年	4.3	(4.3)	
		厨芥類	t/年	1.9	(0.0)	
		木、草、紙くず等	t/年	133.2	(0.0)	
		(小計)	t/年	139.3	(4.3)	
	不燃・焼却 不適物	瓶類	t/年	0.6	(0.6)	
		缶類	t/年	0.5	(0.5)	
		ペットボトル	t/年	0.7	(0.7)	
		(小計)	t/年	1.8	(1.8)	
	その他	馬糞・馬房敷料	t/年	649.4	(649.4)	
	(合 計)		t/年	790.6	(655.5)	a (b)
リサイクル率		%	83		(b)/a	

注 1) 馬事公苑へのヒヤリングに基づき作成。

2) 括弧内は、再利用量を示す。

3) この他に、その他の産業廃棄物約9tが発生しており、専門業者による適正処理を行っている。

4) 四捨五入の関係で、表記上の計算値が合わない場合がある。

なお、従前の馬事公苑では、以下の廃棄物対策が実施されていた。

- ・リサイクルできる紙類、缶類、瓶類、ペットボトルについては分別し、収集運搬業者により、リサイクル施設へ運搬している。
- ・施設維持管理作業の際に、金属くずや廃棄プラスチックが発生した場合は、収集運搬業者により、リサイクル施設へ運搬している。
- ・馬糞・馬房敷料（厩舎で使用した寝床用の稲藁、ウッドシェーブ（木を薄く削った「かんなくず」）等）については、専門業者による引き取り後、主に農家で堆肥として利用されている。
- ・ごみ集積所は、車両が通行可能な位置に設置し、ごみ収集車による収集がスムーズに行えるようにしている。
- ・清掃員による分別は毎日実施し、保管場所では区分して保管し、収集運搬業者による搬出を基本としている。

2) 再利用・再資源化の状況

施設等での廃棄物のリサイクル率は、表 9.6-2 に示したとおりであり、従前の馬事公苑で約 80%となっている。

3) 法令等の目的、方針、基準等

廃棄物に関する法令等については、表 9.6-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 9.6-3(1) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者等の責務)</p> <p>第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>

表 9.6-3(2) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
<p>循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者の責務) 第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。</p> <p>2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</p> <p>4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) (平成 12 年法律第 116 号)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者及び消費者の責務) 第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。</p>

表 9.6-3(3) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業者及び消費者の責務)</p> <p>第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。</p>
東京都廃棄物条例 (平成4年東京都条例第140号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって都民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>(事業者の基本的責務)</p> <p>第八条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>3 事業者は、従業員の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前二項の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。</p> <p>4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を確保するために講じている取組の内容を積極的に公表し、自らが排出する廃棄物の処理に対する信頼性の向上に努めなければならない。</p> <p>5 廃棄物の処理を受託する事業者は、受託した廃棄物の処理の透明性を確保するため、その処理の状況の公表その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し都の施策に協力しなければならない。</p> <p>(事業系廃棄物の減量等)</p> <p>第十条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。</p> <p>3 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。</p>

表 9.6-3(4) 廃棄物に関する法令等

法令・条例等	責務等
世田谷区清掃・リサイクル 条例 (平成 11 年世田谷区 条例第 52 号)	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、区、事業者及び区民がそれぞれ地球の資源に限りがあること及び環境の保全の重要性を自覚し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の減量を行うため、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>第 3 節 事業者の責務</p> <p>第 9 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>(事業系廃棄物の減量)</p> <p>第 16 条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>(廃棄物の発生抑制等)</p> <p>第 17 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>(再利用の容易性の自己評価等)</p> <p>第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。</p> <p>(適正包装等)</p> <p>第 19 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。</p> <p>3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。</p> <p>(事業用大規模建築物の所有者等の義務)</p> <p>第 20 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。</p> <p>6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。</p> <p>(事業系廃棄物の処理)</p> <p>第 29 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。</p> <p>(事業者の中間処理義務)</p> <p>第 30 条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。</p>

4) 東京都等の計画等の状況

廃棄物に関する東京都等の計画等については、表 9.6-4(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.6-4(1) 廃棄物に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月 東京都)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 第 5 条 5 の規定に基づき策定された計画で、「東京都環境基本計画」に掲げる個別分野の計画であり、主要な施策を示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針(2015 年 3 月策定)を具体化するものである。</p> <p>計画の期間を 2016 年度から 2020 年度までの 5 年間とし、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示している。</p> <p>○目標</p> <p>計画目標 1 資源ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。 <p>計画目標 2 「持続可能な調達」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内の事業活動や消費行動に定着させる。 <p>計画目標 3 循環的利用の促進と最終処分量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度 27%、2030 年度 37% (※ 産業廃棄物の再生利用率：2020 年度 2030 年度ともに 35%) ・最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る。 ・最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計) 2020 年度 2012 年度比 14%削減(最終処分率 3.7%) 2030 年度 2012 年度比 25%削減(最終処分率 3.3%) <p>計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る ・優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する。 ・廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する。 <p>計画目標 5 災害廃棄物の処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。
東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針 (平成 27 年 3 月 東京都)	<p>○本指針の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものである。 ・基本的考え方や今後の施策の方向性の明確化により、持続可能な資源利用に関する企業等の先駆的行動と議論を促進していく。また、企業、都民、NGO、区市町村、関係団体や専門家等の意見を踏まえて更なる対策を検討し、新たな東京都廃棄物処理計画の策定等に反映していく。 <p>○東京都が目指す姿</p> <p>東京は、2020 年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」</p> <p>○3 つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進 <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進企業等と共同した「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業の実施 ・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止 ・都民・NGO 等との連携 ・区市町村との連携 ・世界の大都市等との連携

表 9.6-4(2) 廃棄物に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
一般廃棄物処理基本計画 (平成 27 年 2 月 東京二十三区清掃一 部事務組合)	本基本計画の目標は「循環型ごみ処理システムの推進」とし、施策や取組の体系は、以下のとおりとする。 1. 効率的で安定した中間処理体制の確保：安定稼働の確保、ごみ受入体制の拡充、不適正搬入防止対策、計画的な施設整備の推進、ごみ処理技術の動向の把握 2. 環境負荷の低減：環境保全対策、環境マネジメントシステムの活用 3. 地球温暖化防止対策の推進：熱エネルギーの一層の有効利用、地球温暖化防止対策への適切な対応、その他の環境への取組（緑化、太陽光発電、雨水利用等） 4. 最終処分場の延命化：ごみ処理過程での資源回収、焼却灰の資源化、破碎処理残さの埋立処分量削減 5. 災害対策の強化：廃棄物処理施設の強靱化、地域防災への貢献
世田谷区一般廃棄物 処理基本計画 (平成 27 年 3 月 世田谷区)	<計画期間> ・平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね 5 年で見直すこととする。 <目標値の設定> ・計画の達成状況は「区民 1 人 1 日あたりのごみの排出量」で評価する。計画の中間年度の平成 31 年度には 532g に減量し、その後、普及啓発活動による分別協力率の向上等により、最終年度の平成 36 年度には 492g をめざす。 <排出事業者の主な役割> ○発生抑制・再使用 ・事業活動の転換による発生抑制・再使用に向けた、事業者自らの積極的な行動 ・従業者への環境教育の推進 ○分別の徹底・リサイクル ・資源の自主的なリサイクルの推進 ・再生資源を利用した製品の使用 ・排出者責任に基づく自主的なごみ処理の推進 ・分別の徹底 ○適正処理 ・許可業者への収集委託 ・廃棄物の処理状況、適正処理の把握

9.6.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施のための建設工事又は改修工事、大会開催での施設運営等で廃棄物の発生が予想される時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、従前の馬事公苑の品目別発生量から推定する方法によった。なお、施設の利用者数は、現況調査時点と予測の対象時点で変化はないものとした。

(5) 予測結果

施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の発生量は、表 9.6-5 に示すとおり、約 790t/年と予測する。

発生した廃棄物は、可燃物、不燃物、再利用対象物のそれぞれの保管に必要なスペースを確保するとともに、東京都廃棄物条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行い、表 9.6-5 に示すとおり再利用量・再資源化量は、約 660t/年と予測する。

廃棄物の処理・処分方法は、表 9.6-6 に示すとおりである。

表 9.6-5 廃棄物の発生量及び再利用量・再資源化量

項目	単位	数量				
		発生量	再利用量・再資源化量	再利用・再資源化率		
廃棄物発生量	(合計)	t/年	790.6	655.5	83%	
発生量	可燃物	(小計)	t/年	139.3	4.3	3%
		紙類	t/年	4.3	4.3	100%
		厨芥類	t/年	1.9	0	0%
		木、草、紙くず等	t/年	133.2	0	0%
	不燃・焼却不適物	(小計)	t/年	1.8	1.8	100%
		瓶類	t/年	0.6	0.6	100%
		缶類	t/年	0.5	0.5	100%
		ペットボトル	t/年	0.7	0.7	100%
	その他	馬糞・馬房敷料	t/年	649.4	649.4	100%

注) 四捨五入の関係で、表記上の計算が合わない場合がある。

表 9.6-6 廃棄物の処理・処分方法等

- ・紙類、缶類、瓶類、ペットボトル等のリサイクルができる品目については、分別回収を行う。
- ・施設維持管理作業の際に発生した廃棄物については、分別を行い、収集運搬業者によるリサイクル施設への運搬を計画している。
- ・馬房敷料については、収集運搬業者によるリサイクル施設への運搬を計画している。
- ・ごみ集積所では品目別に区分して保管し、保管日数は、可燃ごみ及び不燃ごみで1日、再利用対象物で7日を予定している。
- ・ごみ集積所は、車両が通行可能な駐車場脇に設置し、ごみ収集車による収集がスムーズに行えるようにする。

9.6.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・世田谷区の分別方法に従い、古紙、ガラスびん、缶等は、資源として分別回収を行う計画とする。
- ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が“事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理”する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する計画としている。

9.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、従前の馬事公苑における再利用率83%及び廃棄物の保管スペースの確保とした。

(2) 評価の結果

施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行う計画としている。

再資源化率の向上に向けてはより一層の努力をするとともに、周辺道路近傍に約67m²のごみ集積所の設置を計画しており（2017年3月31日時点）、東京都廃棄物条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行う。

なお、分別にあたっては世田谷区の分別方法に従い、古紙、ガラスびん、缶等は、資源として分別回収を行う。

以上のことから、評価の指標を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。

